

施設	項目	担当 省庁	施設 管理者	数値目標		備考
				2030年	2050年	
注：数値目標の基準年度は、項目によって異なる 注：引き続き検討が必要な数値目標がある						詳細は各項目の備考欄を参照
1. 水力発電						
既存ダム（治水等多目的）	①運用改善	国土交通省	国交省・水機構	31ダム	31ダム	・2021年度以降に運用改善を行うダム数。 ・毎回の気象条件により、発電量が大きく変動することから、数値目標はダム数とする。都道府県が管理する治水等多目的ダムは、年内に数値目標・ロードマップを策定予定（実施の判断を行う都道府県の理解を得るのに時間を要するため。）
			都道府県（土木部局）	（年内予定）		
	②嵩上げ等		国交省・水機構	8,100万 kWh	8,100万 kWh	・2021年度以降の増電力量。
			都道府県（土木部局）	—	—	・増電となる事業がないため。
	③発電利用されていない既存ダムへの発電機の設置		国交省・水機構	540万 kWh	540万kWh	・2021年度以降の増電力量。 ・都道府県が管理する治水等多目的ダムは、年内に数値目標・ロードマップを策定予定（実施の判断を行う都道府県の理解を得るのに時間を要するため。）
			都道府県（土木部局）	（年内予定）		
農業水利施設（既存ダム含む）	④発電機の設置	農林水産省	都道府県（農林部局）・土地改良区・農水省・水機構	3,490万kWh以上	3,490万kWh以上	・2021年度以降の増電力量。 ・発電機が未設置のダムについては、管理者（土地改良区等）への意向調査結果等を踏まえ、設置の可能性を検討し、年内に数値目標・ロードマップに反映。
水道施設（既存ダム含む）	⑤発電機の設置	厚生労働省	水道事業者等（地方公共団体）、水機構	18,836万kWh (24,852万kWh) の内数	18,836万kWh (24,852万kWh) の内数	・2018年度以降の増電力量。 （）内は、地球温暖化対策計画と整合した電力量。 ・数値目標は太陽光発電を含む。地球温暖化対策計画と整合を図り、電源別の数値目標は設定しない。 ・発電機が未設置のダムについては、管理者の検討結果等を踏まえ、設置の可能性を検討し、令和4年度中に数値目標・ロードマップに反映。
工業用水道施設（既存ダム含む）	⑥発電機の設置	経済産業省	都道府県企業局等	541万 kWh	723万 kWh	・2013年度以降の増電力量。2021年度以降の増電力量は、2030年度時点で83万kWh（541万kWh-458万kWh）、2050年度時点で265万kWh(723万kWh-458万kWh)となる。 ・発電機が未設置のダムについては、引き続き、調査を行った上で検討を行い、令和4年度頃に数値目標・ロードマップに反映。
既存の発電専用ダム	⑦発電機の交換	経済産業省 資源エネルギー庁	電力事業者（電力会社、都道府県（企業局）等）	24,500万kWh	（令和5年度頃予定）	・2021年度以降の増電力量。 ・2050年の数値目標については、令和4～5年度に調査・検討を実施し、本調査結果を踏まえ、令和5年度頃に策定予定。
下水道施設	⑧発電機の設置	国土交通省	下水道管理者（地方公共団体）	42万kWh	42万kWh +250万kWh	・2018年度以降の増電力量 ・2030年目標は地方公共団体の導入予定を基に数値目標を設定。2050年目標（2030年目標を上回る分）は処理水の放流時における落差を活用することが可能な処理場に導入した場合の発電量を設置ポテンシャルとして設定。
		数値目標 （小計）	電力量	56,049万kWh以上	56,231万kWh以上	注：太陽光発電を含む
			設置ポテンシャル	—	250万kWh	注：設置ポテンシャルは、物理的・技術的に設置可能な箇所から算出したものであり、発電事業者の意向や採算性について考慮していない。
			ダム数	31ダム	31ダム	
2. 太陽光発電						
ため池・ダム	⑨貯水池への太陽光パネルの設置	農林水産省	都道府県（農林部局）・土地改良区・農水省・水機構	（令和5年度目途）		・数値目標は設置ポテンシャルとする（施設管理者は専ら敷地を貸す立場であり、事業者がどの程度設置するのか、見積りが難しいため。）設置ポテンシャルの見える化を進めるためのロードマップは策定済み。今後、太陽光発電の設置に際しての留意点をまとめ、留意点を踏まえ関係者からヒアリングなど必要な調査・検討を行うつつ、技術的要件を整理し、令和5年度を目途に設置ポテンシャルを算定。 ・数値目標は設置ポテンシャルとする（施設管理者は専ら敷地を貸す立場であり、事業者がどの程度設置するのか、見積りが難しいため。）設置ポテンシャルの見える化を進めるためのロードマップは策定済み。令和4年度より実証実験（設計含む）を行い、その結果を踏まえ、占用許可に当たっての技術的要件を令和5年を目途に整理し、設置ポテンシャルを算定。
		国土交通省	国交省・水機構 都道府県（土木部局）	（令和5年度目途）		
		経済産業省 資源エネルギー庁	電力事業者（電力会社、都道府県（企業局）等）	114万 kWh	（令和6年度頃予定）	
水道施設（ダム含む）	⑩太陽光パネルの設置	厚生労働省	水道事業者等（地方公共団体）、水機構	18,836万kWh (24,852万kWh) の内数	18,836万kWh (24,852万kWh) の内数	・2018年度以降の増電力量。 （）内は、地球温暖化対策計画と整合した電力量。 ・数値目標は水力発電を含む。地球温暖化対策計画と整合を図り、電源別の数値目標は設定しない。
工業用水道施設（ダム含む）	⑪太陽光パネルの設置	経済産業省	都道府県企業局等	1,447万 kWh	1,704万 kWh	・2013年度以降の増電力量。2021年度以降の増電力量は、2030年度時点で258万kWh（1447万kWh-1189万kWh）、2050年度時点で515万kWh(1704万kWh-1189万kWh)となる。
下水道施設	⑫太陽光パネルの設置	国土交通省	下水道管理者（地方公共団体）	18,852万 kWh	18,852万 kWh	・2018年度以降の増電力量。 ・数値目標は全処理場における水処理施設の一部（未利用部分）空間に設備を導入した場合の発電量を設置ポテンシャルとして設定。従って、2030年と2050年は同じ数値目標となる。
河川敷・堤防敷	⑬太陽光パネルの設置	国土交通省	国交省・水機構	（令和3年度中目途）		・数値目標は設置ポテンシャルとする（施設管理者は専ら敷地を貸す立場であり、事業者がどの程度設置するのか、見積りが難しいため。）設置ポテンシャルの見える化を進めるためのロードマップは策定済み。今後、太陽光発電の設置に際しての留意事項を検討した上で、設置ポテンシャルを算定。
			都道府県（土木部局）	（令和4年9月中目途）		
		数値目標 （小計）	電力量	1,561万 kWh	1,818万 kWh	注：水力発電を含む数値目標については、水力発電に計上。
			設置ポテンシャル	18,852万 kWh	18,852万 kWh	注：設置ポテンシャルは、物理的・技術的に設置可能な箇所から算出したものであり、発電事業者の意向や採算性について考慮していない。
3. バイオガス・バイオマス発電						
下水道施設	⑭下水汚泥を活用した発電	国土交通省	下水道管理者（地方公共団体）	12,599万 kWh	12,599万kWh +11,600万 kWh	・2018年度以降の増電力量 ・2030年目標については、地球温暖化対策計画において目標として定められる下水汚泥のエネルギー利用の目標値を設定。2050年目標（2030年目標を上回る分）については、下水汚泥バイオマスエネルギーの活用が可能な焼却炉、消化槽を設置していない処理場にバイオガス発電に必要な消化槽を導入した場合の最大ポテンシャルとして設定。
		数値目標 （小計）	電力量	12,599万 kWh	12,599万 kWh	注：設置ポテンシャルは、物理的・技術的に設置可能な箇所から算出したものであり、発電事業者の意向や採算性について考慮していない。
			設置ポテンシャル		11,600万 kWh	
		数値目標 （まとめ）	電力量	70,209万kWh以上	70,648万kWh以上	注：設置ポテンシャルは、物理的・技術的に設置可能な箇所から算出したものであり、発電事業者の意向や採算性について考慮していない。
			設置ポテンシャル	18,852万 kWh	30,702万kWh	
			ダム数	31ダム	31ダム	